

身体拘束の廃止について

1. 目的

太陽の國ほどがやは、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第4項の「サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権を尊重すると共に、日常生活のケアの充実を図り、「拘束しない介護」を目指します。

(太陽の國ほどがや身体拘束等行動制限についての取扱要領より)

2. 「拘束ゼロ推進委員会」の設置

事業所内に「拘束ゼロ推進委員会」を設置する。

- (1) 原則として隔月開催とする。
- (2) 責任者を介護長とする。
- (3) 構成員は各ユニット、相談員、医務から1名ずつとし、その中から委員長、副委員長を選出する。
- (4) 施設内の日常的ケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行われているかを検討する。
- (5) 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを検討する。
- (6) 事例をもとに、代替え策の検討を行い、入居者へのサービスの向上に努める。
- (7) 入居者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、入居者の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行う。

(太陽の國ほどがや身体拘束等行動制限についての取扱要領より)

3 太陽の國ほどがや拘束ゼロ推進に関する基本方針

今まで見てきた高齢者虐待防止法及び身体拘束禁止令を基準として当施設の拘束ゼロ推進に関する基本方針を以下のように示し、適切なケアを行っていく。

本人または他の入居者の生命及び身体を保護することが困難となった場合を除き拘束は行わない。

拘束を行わない方針をHP等に記載することで外部に発信し、さらに入所時に当施設の方針を十分に理解してもらう。事故等が続きやむを得ない場合はカンファレンスを実施して施設全体で判断していく。

現在拘束を行っている入居者に対して、カンファレンスを開き拘束を解除する方向で検討していく。

日々の記録に関しては、拘束を行った時間帯の担当職員がその日の状態及び今後の拘束の必要性の有無を判断し記録を行っていく。